

## 平成10年度大気汚染及び水質汚濁の状況について

神奈川県では、関係機関と協力し大気環境や水域環境の常時監視及び有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しております。このたび、平成10年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

### 1 大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市と協力して、常時監視測定局において二酸化窒素等の大気汚染物質について測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

#### (1) 測定結果の概要

##### ア 常時監視測定結果

県内87の常時監視測定局(一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局30局)で大気汚染物質濃度の測定を行った結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素は環境基準に適合しているが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては、環境基準の適合率が低く厳しい状況が続いている。

- ・ 二酸化窒素については、測定を行った87局のうち43局で環境基準に適合(適合率49.4%)している。(資料1-P3参照)
- ・ 浮遊粒子状物質については、測定を行った82局のうち22局で環境基準に適合(適合率26.8%)している。(資料1-P5参照)
- ・ 光化学オキシダントについては、測定を行った56局全局で環境基準に不適合となっている。なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は10日で、被害の届出は7名であった。(資料1-P7参照)

##### イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

ベンゼン等の揮発性有機化合物、アルデヒド類、重金属類及びベンゾ[a]ピレンの計18物質について、県内19地点で測定を行った。(資料1-P8.9参照)

- ・ ベンゼンについては、測定を行った18地点のうち8地点で環境基準に適合(適合率44.4%)している。(資料1-P11参照)
- ・ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、測定を行った18地点すべてで環境基準に適合している。(資料1-P11参照)
- ・ 上記3物質以外の物質については、平成9年度に環境庁及び各自治体を実施した全国調査結果と比較してほぼ同じ濃度レベルとなっている。(資料1-P11参照)

#### (2) 今後の取組

##### ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- ・ 工場等の固定発生源対策としては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき規制基準の遵守等について一層の徹底を図る。
- ・ 自動車等の移動発生源対策としては、自動車排出窒素酸化物総量削減計画に盛り込まれた各種施策や条例に基づく自動車管理計画の届出等の施策を着実に推進する。

##### イ 有害大気汚染物質対策

- ・ 今後も有害大気汚染物質のモニタリング調査を継続して実施するとともに、法・条例に基づく化学物質の適正管理や大気中への排出量削減についての指導を徹底する。

## 2 水質汚濁の状況

県では、建設省、水質汚濁防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市と協力して、公共用水域144地点、地下水398地点で水質汚濁状況を監視するための調査を行いました。

### (1) 測定結果の概要

#### ア 公共用水域測定結果

- 健康項目のうち砒素が、火山地帯の自然的要因に由来して1河川2地点で、また鉛が、降雨による濁水の影響により1河川1地点において環境基準を超過している。(資料2-P3-表1)
- 生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODの環境基準達成水域は、49水域(河川32水域、湖沼4水域、海域13水域)中36水域(73%)であり、この傾向は前年度に比べ低くなっている。河川、湖沼、海域別の達成状況は、前年度に比べて、河川、湖沼では同様、海域では3水域減少している。(資料2-P4-図1)  
これを長期的にみると、河川については、下水道の整備や法・条例による工場・事業場の規制、指導によって、ここ数年は横ばいに推移していたが、前年度と同様改善傾向にある。  
また、湖沼及び海域については、昭和60年代からほぼ横ばいの傾向にある。(資料2-P4-図1)
- 東京湾における全窒素、全燐の環境基準または暫定目標の達成水域は、4水域すべて達成している。(資料2-P4-表2)

#### イ 地下水測定結果

- メッシュ調査  
県内を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸から307カ所の井戸の水質について23の環境基準項目などを調査した。(資料2-P10,表14-1)  
環境基準項目については、307地点のうち288地点で環境基準を達成(達成率93.8%)している。その他の地点については四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3項目のいずれかが環境基準を達成していない。また「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が240地点のうち221地点で評価基準を達成(達成率92.1%)している。
- 定点調査  
長期的な汚染状況を確認するため61カ所の井戸について、23の環境基準項目などの経年的変化を調査した。(資料2-P10,表14-2)  
環境基準項目については、測定した23項目中自然由来と考えられる砒素が、1地点で環境基準を超えていたが、その他の60地点では環境基準を達成(達成率98.4%)している。「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」は、59地点で評価基準を達成(達成率96.7%)している。
- 定期モニタリング調査  
前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視を行うため、環境基準項目の中から7項目のいずれかの項目と一般項目を30カ所の井戸で調査を実施した。(資料2-P10,表14-3)  
調査対象とした7項目について、6地点で環境基準を達成している。なお、その他の24地点では、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4項目のいずれかが環境基準を達成していない。

### (2) 今後の取組

- 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進等を図る。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ富栄養化対策に努める。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、汚染された地下水の浄化対策を指導する。また、地下水を保全するため、県民、事業者にも普及啓発を図る。

#### 資料1 [平成10年度大気汚染の状況について](#)

資料2 [平成10年度水質汚濁の状況について](#)

(問い合わせ先)  
神奈川県環境農政部大気水質課大気指導班 内線3780～3782  
電話 045-201-1111 水質指導班 内線3788～3790  
メールアドレス: [taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp](mailto:taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp)